

日 薬 業 発 第 77 号  
令 和 3 年 6 月 9 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 田 尻 泰 典

**新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の  
被扶養者の収入確認の特例について（周知依頼）**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局保険課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

健康保険の被扶養者認定については、年間収入が130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者が判断することとされており、その認定に当たっては、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを用いることとされています。

今般の通知は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の確保等を目的に、薬剤師を含む対象の医療職について臨時特例的に、ワクチン接種業務に従事したことによる収入を被扶養者認定及び資格確認の判断における収入に算定しないこと等を示したものです。

なお、被扶養者認定等における収入の確認につきましては、令和2年4月において既に、職種を限定しない対応として、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断すること等が示されておりますので、ご参考まで申し添えます（参考）。

つきましては、会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

別添 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について(周知依頼)(令和3年6月4日厚生労働省保険局保険課事務連絡)

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について(令和3年6月4日保保発0604第1号全国健康保険協会理事長他宛て厚生労働省保険局保険課長通知)
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて(令和3年6月4日全国健康保険協会他宛て厚生労働省保険局保険課事務連絡)

参考 被扶養者の収入の確認における留意点について(令和2年4月10日全国健康保険協会宛て厚生労働省保険局保険課事務連絡)